

◎新潟県告示第256号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
長岡商工会議所  
新潟県長岡市坂之上町2-1-1
  - (2) 講習日程及び講習科目  
第1日（10月1日）公衆衛生（4時間）  
衛生管理（2時間）  
第2日（10月2日）衛生管理（6時間）  
第3日（10月15日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格  
平成30年8月27日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料  
1人 16,000円